

交企甲達第21号
令和5年6月19日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

安全運転管理者等に関する事務取扱要領の制定について

安全運転管理者等に関する事務の取扱いについては、安全運転管理者等の選任、解任等に関する事務取扱要領について（平成23年交企甲達第38号。以下「旧通達」という。）により運用していたところであるが、更なる事務の適正化及び効率化を図るため、別添のとおり「安全運転管理者等に関する事務取扱要領」を制定し、令和5年7月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和5年6月30日をもって廃止する。

別添

安全運転管理者等に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に関する事務（以下「事務」という。）取扱要領を定め、その事務の適正かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

第2 準拠

事務の取扱いについては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。）、安全運転管理者講習の実施に関する規程（令和3年福井県公安委員会規程第1号）、自動車の使用者に対する是正措置命令等に関する事務取扱規程（令和5年福井県公安委員会規程第6号。以下「命令規程」という。）その他関係規程の定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

第3 届出の受理に関する事務処理

1 選任届出の受理

- (1) 警察署長は、自動車の使用者から、公安委員会に対し、安全運転管理者に関する届出書（細則別記様式第9号）又は副安全運転管理者に関する届出書（細則別記様式第10号）（以下「届出書」という。）の提出により、選任の届出があったときは、当該自動車の使用の本拠の位置が管轄区域内にあることを確認した上で、これを受理すること。
- (2) 警察署長は、届出書の記載事項に不備があるとき、必要な書類が添付されていないとき、その他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合していないときは、これをそのまま受理することなく、加除訂正を求めること。特に、府令第9条の9に規定する安全運転管理者等の資格要件を備えていないものについては、他の適任者を選任するように指導すること。
- (3) 警察署長は、届出書を受理した後、速やかに、届出書及びその添付書類の写しを作成し、交通企画課長に送付すること。

2 解任届出の受理

自動車台数の減少等により、既に届出を受理している安全運転管理者等の解任届出を受理した場合の措置は、1の規定を準用する。

3 届出事項の変更届出の受理

使用の本拠の位置の変更等により、既に届出を受理している安全運転管理者等の届出事項の変更届出を受理した場合の措置は、1の規定を準用する。この場合において、警察署長は、届出者に対し、変更事項を届出書に記載させるとともに、届出書の備考欄に変更前の事項を記載させるものとする。

4 専決等

1から3までの事務処理については、警察署交通官又は交通課長（以下「交通課長等」という。）に実施させることができる。また、これらのうち、届出書及びその添

付書類の写しを作成し、交通企画課長に送付する事務については、交通課長等の専決とすることができる。

第3 講習に関する事務処理

1 受講状況の把握

交通企画課長は、法第108条の2第1項第1号に定める講習の受講状況を把握、管理し、未受講者に対しては警察署長と連携して受講を指導するものとする。

2 未受講者に対する指導

未受講者に対する指導は、原則として、自動車の使用者又は自動車の使用の本拠の位置における責任者及び安全運転管理者等を警察署に招致して行うものとする。

第4 命令に関する事務処理

1 対象事案の報告

交通事件を取り扱う本部の所属長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、次に掲げる事案を認知したときは、命令対象事案報告書（別記様式第1号）に疎明資料を添付して、公安委員会に報告するものとする。

(1) 法第74条の3第8項の規定に基づく命令（以下「是正措置命令」という。）の対象となる事案

ア 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていないと判断される事案

具体的には、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えていないことにより、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合等が該当する。

イ 自動車の使用者が、安全運転管理者が法第74条の3第2項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていないと判断される事案

具体的には、運転者に対する酒気帯びの有無の確認を行うために必要な数のアルコール検知器を用意していないことにより、当該確認が適切に行われず、運転者が酒気帯び運転を行った場合等が該当する。

(2) 法第74条の3第6項の規定に基づく命令（以下「解任命令」という。）の対象となる事案

ア 安全運転管理者等が法第74条の3第1項又は第4項の府令で定める要件を備えないこととなったと判断される事案

具体的には、

- ・ 安全運転管理者等が自ら酒気帯び運転等の違反行為をした場合
- ・ 30歳未満で安全運転管理者に選任された者について、その後、当該事業所において副安全運転管理者が選任され、要件を備えないこととなった場合

等が該当する。

イ 安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと判断される事案

具体的には、

- ・ 安全運転管理者が、最高速度を超過する速度による運転をしなければ、目的地に期限までに到達できないような運行計画を漫然と作成し、当該計画に従って、運転者に自動車を運転させたため、当該運転者が最高速度違反に起因する交通事故を起こした場合
- ・ 安全運転管理者が、必要な権限が与えられているにもかかわらず、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置せず、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合
- ・ 安全運転管理者が、運転後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認を日常的に実施せず、業務中の飲酒に対する抑止効果が失われたことにより、運転者が酒気帯び運転を行った場合

等が該当する。

2 聴聞の手続き

交通企画課長は、警察署長等から報告のあった事案が、是正措置命令又は解任命令の事由に該当すると公安委員会が認める場合は、当該命令の対象となる自動車の使用者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、聴聞の手続を執らなければならない。

3 是正措置命令の具体例

是正措置命令を行う場合には、是正措置命令を行うに至った原因に応じ、自動車の安全運転を確保するため、自動車の使用者が実施すべき内容を具体例（別紙）のように適切に示すものとする。

4 命令書の送付

交通企画課長は、公安委員会が是正措置命令又は解任命令（以下「命令」という。）をしようとするときは、それぞれに定める書面（以下「命令書等」という。）を作成し、警察署長に送付するものとする。

(1) 是正措置命令

是正措置命令書（命令規程別記様式第1号）

(2) 解任命令

解任命令書（命令規程別記様式第2号）

5 命令書等の交付

警察署長は、命令書等の送付を受けたときは、命令の対象となる自動車の使用者に対し、速やかに当該命令書等を交付すること。

解任命令書を交付する場合において、警察署長は、解任する安全運転管理者等に替えて新たな安全運転管理者等を速やかに選任し、当該選任の日から15日以内に届け出るよう指導するものとする。

6 関係記録の保存等

交通企画課長は、命令に関する事務をしたときは、命令記録簿（別記様式第2号）に必要事項を記載するとともに、当該命令に係る書類を、一括して暦年で10年間保存すること。

別紙

是正措置命令の具体例

安全運転管理者の業務の実施状況を点検し、必要に応じてその改善のために必要な措置をとること。

安全運転管理者による自動車の運転者への指示等が当該運転者に確実に伝わっているか点検し、必要に応じてその改善のために必要な措置をとること。

アルコール検知器等の機材が適切に作動する状態にあることを確認し、不具合がある場合等には、その改善のために必要な措置をとること。

運転者の数に対してアルコール検知器等の機材が不足していないかなどを確認し、不足している場合等にはその改善のために必要な措置をとること。

様式省略